

## 議案第10号

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月20日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債

務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第8条から第12条まで」を「第8条から第11条まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害について適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。